

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県漁船法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁船法（昭和25年法律第178号。以下「法」という。）を施行するため、法及び漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可等の通知の手続等)

第2条 法第4条第5項の規定による知事の許可の通知は、建造の場合にあっては別記第1号様式、改造の場合にあっては別記第2号様式、転用の場合にあっては別記第3号様式による通知書により行うものとする。

2 法第4条第5項の規定による知事の不許可の通知は、別記第4号様式による通知書により行うものとする。

3 知事は、法第4条第6項の規定による変更の許可をするときは、別記第5号様式による通知書により通知するものとする。

(変更の報告の手続)

第3条 法第4条第9項の規定による知事に対する変更の報告は、別記第6号様式による漁船変更報告書によりしなければならない。

(許可の期間の延長の通知)

第4条 知事は、法第6条第2項の規定に基づき法第4条第1項又は第2項の許可の期間を延長するときは、別記第7号様式による

高知県漁船法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁船法（昭和25年法律第178号。以下「法」という。）を施行するため、法及び漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可等の通知の手続等)

第2条 法第4条第5項の規定による知事の許可の通知は、建造の場合にあっては別記第1号様式、改造の場合にあっては別記第2号様式、転用の場合にあっては別記第3号様式による通知書によって行うものとする。

2 法第4条第5項の規定による知事の不許可の通知は、別記第4号様式による通知書によって行うものとする。

3 知事は、法第4条第6項の規定による変更の許可をするときは、別記第5号様式による通知書により通知するものとする。

(変更の報告の手続)

第3条 法第4条第9項の規定による知事に対する変更の報告は、別記第6号様式による漁船変更報告書によってしなければならない。

通知書により通知するものとする。

(認定の手続)

第5条 法第4条の規定による知事の許可に係る動力漁船についての法第8条の規定による知事の認定は、あらかじめ、当該認定を受けるべき者に対し、知事が定めて通知した場所及び期日において行うものとする。

2 法第4条の規定による知事の許可を受けた者は、当該許可に係る動力漁船がしゅん工し、又はその改造工事が完成する予定期日の3週間前までに当該予定期日並びに法第8条の規定による認定を受けようとする場所及び期日を別記第8号様式による漁船認定届により知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の場所及び期日を定める場合には、前項の届出に係る事項を参酌するものとする。

4 知事は、その許可に係る動力漁船につき、法第8条の規定による認定をしたときは、その職員に当該認定を受けた者に対し、別記第9号様式による漁船認定通知書を交付させるものとする。

(申請書に記載する漁業種類)

第6条 法第10条第2項の申請書に記載する同項第12号の漁業種類は、別表に掲げる漁業種類のうち、同条第1項の登録（以下「漁船の登録」という。）を受けようとする者が営む漁業に該当するものを記載しなければならない。この場合において、当該漁業種類の記載の順序は、まず農林水産大臣の許可を受けて営む漁業を、次に知事の許可を受けて営む漁業、その他の漁業の順とする。

(組合員の登録申請の手続)

(認定の手続)

第4条 法第4条の規定による知事の許可に係る動力漁船についての法第8条の規定による知事の認定は、あらかじめ、当該認定を受けるべき者に対し、知事が定めて通知した場所及び期日において行うものとする。

2 法第4条の規定による知事の許可を受けた者は、当該許可に係る動力漁船がしゅん工し、又はその改造工事が完成する予定期日の3週間前までに当該予定期日並びに法第8条の規定による認定を受けようとする場所及び期日を別記第7号様式による漁船認定届により知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の場所及び期日を定める場合には、前項の届出に係る事項を参酌するものとする。

4 知事は、その許可に係る動力漁船につき、法第8条の規定による認定をしたときは、その職員に当該認定を受けた者に対し、別記第8号様式による漁船認定通知書を交付させるものとする。

(組合員の登録申請の手続)

第7条 漁船の登録を受けようとする者が漁業協同組合（高知県淡水養殖漁業協同組合を除く。）の組合員（以下「組合員」という。）である場合（漁船の使用者が組合員でないときを除く。）における同条第2項の申請書には、施行規則第9条第2項から第4項までに規定する書類のほか、その申請が所有権の変更による場合はその旨を証する書類を、法第8条の規定による知事の認定を受けるべき動力漁船に係る場合は当該漁船認定通知書を添えなければならない。

（組合員以外の者等の登録申請の手続等）

第8条 漁船の登録を受けようとする者が組合員以外の者である場合における法第10条第2項の申請書には、前条に規定する書類のほか、漁船の所有者又は使用者に係る次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 小型（5トン未満）漁船の総トン数の測度等の調書（別記第10号様式）
- (2) 年間の事業計画書（別記第11号様式）
- (3) 船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し
- (4) 県内に住所を有しない者にあつては、申請前3月以内に交付を受けた住民票の写し
- (5) 海技従事者の免許の写し
- (6) 誓約書（別記第12号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた書類

2 漁船の登録を受けようとする者が大敷組合、漁業の許可を有す

第5条 法第10条第1項の登録を受けようとする者が漁業協同組合（高知県淡水養殖漁業協同組合を除く。）の組合員（以下「組合員」という。）である場合（漁船の使用者が組合員でないときを除く。）における同条第2項の申請書には、施行規則第9条第2項から第4項までに規定する書類のほか、その申請が所有権の変更による場合はその旨を証する書類を、法第8条の規定による知事の認定を受けるべき動力漁船に係る場合は当該漁船認定通知書を添えなければならない。

（組合員以外の者の登録申請の手続等）

第6条 法第10条第1項の登録を受けようとする者が組合員以外の者である場合における同条第2項の申請書には、前条に規定する書類のほか、漁船の所有者又は使用者に係る次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 小型（5トン未満）漁船の総トン数の測度等の調書（別記第9号様式）
- (2) 年間の事業計画書（別記第10号様式）
- (3) 船舶検査証書の写し
- (4) 県内に住所を有しない者にあつては、申請前3月以内に交付を受けた住民票の写し
- (5) 海技従事者の免許の写し
- (6) 前年の所得の額についての市町村長の証明書
- (7) 誓約書（別記第11号様式）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた書類

2 法第10条第1項の登録を受けようとする者が大敷組合、漁業の

る者等明らかに漁業を営む者又は漁業に従事する者であると知事が認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

3 漁船の登録を受けようとする者が組合員である場合であって、その申請が所有権の移転によるときにおける法第10条第2項の申請書には、前条に規定する書類のほか、第1項第1号及び第3号に掲げる書類を添えなければならない。

4 漁船の登録を受けようとする者が組合員である場合であって、漁船の使用者が組合員でないときは、第1項の規定を準用する。

(組合員以外の者の登録の基準)

第9条 前条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない場合における漁船の登録の基準は、法第11条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第2号の事業計画書に記載した年間の計画操業日数及び販売見込み金額が、知事が別に定める年間の計画操業日数及び販売見込み金額の基準を満たすこと。

(2) 船舶検査証書に記載されている航行区域が、利用しようとする漁場又は海技従事者の免許と整合していること。

(操業実績の報告)

第10条 組合員以外又は第8条第4項に規定する組合員で、漁船の登録を受けた者は、知事が必要がないと認めるときを除き、前年の操業実績を、毎年2月末日(その日が日曜日に当たるときはその翌日、その日が土曜日に当たるときはその翌々日)までに別記第13号様式による操業実績報告書(以下「実績報告書」とい

許可を有する者等明らかに漁業を営む者又は漁業に従事する者であると知事が認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

3 法第10条第1項の登録を受けようとする者が組合員である場合であって、漁船の使用者が組合員でないときは、第1項の規定を準用する。

(組合員以外の者の登録の基準)

第7条 前条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない場合における法第10条第1項の登録の基準は、法第11条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第2号の事業計画書に記載した年間の計画操業日数又は販売見込み金額が、知事が別に定める年間の計画操業日数又は販売見込み金額の基準を満たすこと。

(2) 船舶検査証書に記載されている航行区域が、利用しようとする漁場又は海技従事者の免許と整合していること。

(操業実績の報告)

第8条 組合員以外又は第6条第3項に規定する組合員で、法第10条第1項の登録を受けた者は、知事が必要がないと認めるときを除き、前年の操業実績を、毎年1月末日(その日が日曜日に当たるときはその翌日、その日が土曜日に当たるときはその翌々日)までに別記第12号様式による操業実績報告書(以下「実績報告書」とい

う。)に当該実績報告書に記載された販売金額を証する書類の写し(漁業協同組合の水揚げ伝票、市場の仕切書等知事が必要があると認めたものに限る。)を添えて知事に報告しなければならない。

(登録の失効)

第11条 前条の規定による実績報告書の提出がない場合又は前年の操業実績が知事が別に定める年間の操業日数及び販売金額の基準を満たしていない場合は、漁船の登録は、法第18条第1項第1号の規定によりその効力を失う。ただし、特別な理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(登録票の検認の手続)

第12条 施行規則第11条の2第2項の規定による法第13条の規定による検認を受けようとする場所及び期日の届出は、別記第14号様式による漁船登録票検認届出書によりしなければならない。

(変更の登録の申請の手続)

第13条 法第17条第1項の規定による変更の登録の申請は、別記第15号様式による漁船変更登録申請書によりしなければならない。

(登録票の返納等の手続)

第14条 法第20条第1項の規定により登録票の返納をしようとするときは、別記第16号様式による漁船登録票返納届に別記第17号様式による漁船処理報告書を添えて届け出なければならない。

2 法第20条第1項ただし書の登録票を返納することができない正当な理由を付したその旨を届け出ようとする者は、別記第18号様式による漁船滅失等届出書に別記第17号様式による漁船処理報告

という。)により知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実績報告書に記載された販売金額を証する書類の写し(漁業協同組合の水揚げ伝票、市場の仕切書等知事が必要があると認めたものに限る。)を添えなければならない。

(登録の失効)

第9条 前条の規定による実績報告書の提出がない場合又は前年の操業実績が知事が別に定める年間の操業日数若しくは販売金額の基準を満たしていない場合は、漁船の登録は、法第18条第1項第1号の規定によりその効力を失う。ただし、特別な理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(登録票の検認の手続)

第10条 施行規則第11条の2第2項の規定による法第13条の規定による検認を受けようとする場所及び期日の届出は、別記第13号様式による漁船登録票検認届出書によってしなければならない。

(変更の登録の申請の手続)

第11条 法第17条第1項の規定による変更の登録の申請は、別記第14号様式による漁船変更登録申請書によってしなければならない。

(登録票の返納の手続)

第12条 法第20条第1項の規定により登録票の返納をしようとするときは、別記第15号様式による漁船登録票返納届によって届け出なければならない。

書を添えて届け出なければならない。

(登録の謄本の交付申請の手続)

第15条 法第21条の規定に基づく登録の謄本の交付の申請は、別記第19号様式による漁船登録原簿謄本交付申請書によりしなければならない。

(登録票の再交付申請の手続)

第16条 法第12条第3項及び施行規則第11条第1項の規定による登録票の再交付の申請は、別記第20号様式による漁船登録票再交付申請書によりしなければならない。

(手数料の納付方法)

第17条 高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)第45条の規定による手数料は、当該手数料の額に相当する高知県収入証紙を同条に規定する事務に係る申請書又は届出書に貼って納付しなければならない。

(登録の謄本の交付申請の手続)

第13条 法第21条の規定による登録の謄本の交付の申請は、別記第16号様式による漁船登録原簿謄本交付申請書によってしなければならない。

(登録票の再交付申請の手続)

第14条 法第12条第3項及び施行規則第11条第1項の規定による登録票の再交付の申請は、別記第17号様式による漁船登録票再交付申請書によってしなければならない。

(手数料の納付方法)

第15条 高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)第45条の規定による手数料は、当該手数料の額に相当する高知県収入証紙を同条に規定する事務に係る申請書又は届出書に貼って納付しなければならない。